

# 千葉市幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）新築設計業務委託に関する簡易公募型プロポーザル実施要綱

## （趣旨）

第1条 この要綱は、千葉市立幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）新築設計業務委託契約（以下「業務委託」という。）の相手方となる建設コンサルタント（以下「コンサルタント」という。）を簡易公募型プロポーザル方式により選定するときの手続に関し必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この要綱において、簡易公募型プロポーザル方式とは、参加者を国内で公募し、その参加者の中から技術提案書の提出を求め、これを審査し、最適なコンサルタントを選定する方式を示す。

## （参加するコンサルタントの資格）

第3条 簡易公募型プロポーザルに参加するコンサルタントは、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 千葉市測量コンサルタント入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 千葉市建設工事等指名業者選定基準（令和3年4月1日）に反していないこと。
- (4) 市長から、コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者又は市長がこれと同等の能力を有すると認める者であること。
- (6) 千葉市立幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）新築設計業務委託に関する建設コンサルタント選定委員会要綱第1条の規定により設置される千葉市立幕張新都心若葉住宅地区小学校（仮称）新築設計業務委託に関する建設コンサルタント選定委員会（以下「委員会」という。）の議により定める基準に反していないこと。
- (7) 主たる事務所の所在地が国内にあること。

## （手続開始の公表）

第4条 市長は、選定方法を簡易公募型プロポーザル方式と決定したときは、次の各号に掲げる事項について、公表を行うことにより、参加表明書の提出を求めるものとする。

- (1) 業務に関する説明書（以下「応募説明書」という。）の入手方法、入手場所及び入手期間
- (2) 業務委託名、業務委託内容及び履行期限
- (3) 参加者に要求される資格要件
- (4) 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限
- (5) 技術提案書の提出者を選定するための基準（以下「選定基準」という。）

- (6) 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限
- (7) 技術提案書を特定するための評価基準（以下「評価基準」という。）
- (8) 面接の実施に関する事項
- (9) 関連情報を入手するための照会窓口
- (10) その他手続開始の公表について必要な事項

2 前項の公表の内容は、委員会の議により市長が定める。

(応募説明書の交付)

第5条 市長は、前条の規定により公表したときは、遅滞なく応募説明書の交付を開始しなければならない。

2 応募説明書には、前条第1項第2号から第9号までに規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 業務の詳細な説明
- (2) 参加表明書及び技術提案書の作成様式、記載上の留意事項
- (3) 応募説明書の記載内容に関する質問の受付方法、受付窓口、受付期間及び回答方法
- (4) 公表の写し、契約書案及び仕様書案
- (5) 支払条件
- (6) 委員会委員名簿
- (7) 提出期限までに、参加表明書を提出しなかった場合及び技術提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、技術提案書の提出はできないこと。
- (8) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とすること。
- (9) 提出された参加表明書及び技術提案書は、特定の目的以外に提出者に無断で使用しないこと。
- (10) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした場合は、参加表明書及び技術提案書を無効にすること。
- (11) 提出された書類は、選定及び特定を行う作業に必要な範囲内、又は返却する場合において、複製を作成することがあること。
- (12) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差し替え及び再提出は認めないこと。また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができないこと。
- (13) 他のコンサルタントの協力を得て実施する場合又は学識経験者の協力を得て実施する場合は、提出書類に協力者名、協力する部分及び協力体制を具体的に明記すること。
- (14) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しないこと。特定しなかった技術提案書は、技術提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却すること。
- (15) 技術提案書の提出者として選定された者を公表することがあること。

(16) 技術提案書を作成するために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表し、使用することができないこと。

(17) 提出された技術提案書は、公正性、透明性及び客観性を期すため、公表することがあること。

(18) 課題等に対する提案における表現の制限に関する事項

(19) 非選定理由及び非特定理由の開示に関する事項

(20) 失格要件に関する事項

(21) その他応募説明書について必要な事項

3 応募説明書の記載内容は、委員会の議により市長が定める。

4 応募説明書の交付期間は、参加表明書の提出期限の日までとする。

(参加表明書の提出)

第6条 参加表明書を提出しようとする者は、前条第1項の規定により応募説明書の交付を開始した日の翌日から起算して10日を経過する日（市長が必要と認めるときは、その別に定める日）までに、市長に対し参加表明書を提出しなければならない。

2 前項の参加表明書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 主要業務及び対象業務に同種または類似する業務（以下「類似業務」という。）実績

(2) 本市業務への取組み姿勢

(3) 事務所の保有する技術職員

(4) 主任技術者及び対象業務において配置が予定される意匠担当技術者の経歴や業務実績

(5) 協力事務所の状況

(6) 質問書

(7) その他参加表明書について必要な事項

3 参加表明書の記載内容は、委員会の議により市長が定める。

(選定基準)

第7条 技術提案書の提出を求める者の選定基準は、次の事項について、委員会の議により市長が定める。

(1) 事務所の実力

(2) 担当チームの能力

(3) その他技術提案書の提出を求める者の選定基準として必要な事項

2 評価項目の配点は、委員会の議により定める。

(技術提案書の提出者の選定等)

第8条 市長は、参加表明書を提出したコンサルタントのうちから、委員会の議により、技術提案書の提出を求めるコンサルタントを4社選定する。

2 技術提案書の提出を求めるコンサルタントを選定したときは、選定したコンサルタントに対し、その旨を通知するとともに技術提案書の提出を求めるものとする。

(非選定理由の開示)

第9条 市長は、参加表明書を提出した者のうち当該業務について技術提案書の提出者として選定しなかったものに対して、委員会の報告に基づき、選定しなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を書面により通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第1号）第1条に規定する市の休日を含まない。）以内に書面により、市長に対して非選定理由について説明を求めることができる。

3 市長は、前項の規定より説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答するものとする。

(技術提案書の提出)

第10条 第8条第2項の規定により技術提案書の提出を求められたコンサルタントは、当該技術提案書の提出を求めた日の翌日から起算して30日を経過する日以後の市長が指定する日までに、市長に対して、技術提案書を提出しなければならない。

2 前項の技術提案書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 第6条第2項第1号から第6号までに掲げる事項。ただし、同条第1項の規定により提出されたものをもって足りるときは、この限りでない。

(2) 設計上の配慮事項

(3) 対象建築物の設計に関する技術上の提案

(4) その他技術提案書について必要な事項

3 技術提案書の記載内容は、委員会の議により定める技術提案書作成要領に適合したものでなくてはならない。

4 技術提案書の提出に係る報酬は、無償とする。

(評価基準等)

第11条 技術提案の特定に係る評価基準は、次の各号に掲げる事項について、委員会の議により市長が定める。

(1) 担当チームの対応（説明書の理解度・提案等）

(2) 担当チームの能力

(3) その他技術提案書の特定に係る評価基準として必要な事項

2 評価項目の配点は、委員会の議により定める。

(失格事由)

第12条 技術提案書を提出した者又は提出された技術提案書が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該提出者を失格とするものとする。

(1) 提出者が委員会の委員に不当な働きかけをした場合

(2) 技術提案書の提出方法、提出先及び提出期限に示された条件に適合していない場合

(3) 技術提案書作成要領に指定する技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していない場合

- (4) 技術提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (5) 技術提案書に許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合
- (6) 技術提案書に虚偽の内容が記載されている場合

(コンサルタントの特定)

第13条 市長は、技術提案書の提出期限が到来したときは、委員会の議により、業務委託の相手方となるコンサルタントを特定する。

- 2 市長は、業務委託の相手方となるコンサルタントを決定したときは、特定したコンサルタントに対し、その旨を通知するものとする。
- 3 市長は、業務委託の相手方となるコンサルタントを決定したときは、委員会の審査結果の理由を付して公表するものとする。

(技術提案書の公開等)

第14条 特定された技術提案書の内容は、縦覧にて公開する。

- 2 提出された技術提案書のうち、千葉市情報公開条例（平成12年4月3日千葉市条例第52号）第7条各号に該当する部分については、公開しない。

(非特定理由の開示)

第15条 市長は、技術提案書を提出した者のうち特定しなかったものに対し、委員会の報告に基づき、特定しなかった旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を書面により通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（千葉市の休日を定める条例第1条に規定する市の休日を含まない。）以内に書面により、市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- 3 市長は、前項の規定により説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

(補則)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和4年3月28日から施行する。